

浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 市は、犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画の趣旨に基づき、犯罪のない誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくり（以下「防犯まちづくり」という。）に関する施策を迅速かつ効果的に推進するため、浜松市犯罪のない安全で安心なまちづくり庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 庁内連絡会議は、別記に掲げる者をもって組織する。

2 庁内連絡会議の座長は、市民生活課長が務める。

(協議・検討事項)

第3条 庁内連絡会議は、防犯まちづくりに関する事項について協議し、検討する。

(会議)

第4条 庁内連絡会議は、座長が招集し、統括する。

2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 庁内連絡会議の庶務は、浜松市市民部市民生活課が処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内連絡会議の運営に関して必要な事項は、座長が庁内連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別記（第2条関係）

国際課長、公共建築課長、市民生活課長、市民協働・地域政策課長、次世代育成課長、青少年育成センター長、商業振興担当課長、建築行政課長、住宅課長、公園課長、公園管理事務所長、交通安全対策担当課長、南土木整備事務所長、北土木整備事務所長、東・浜北土木整備事務所長、天竜土木整備事務所長、道路保全課長、区振興課長、教育施設課長、健康安全課長